

<対策のポイント>

種子の国際的統一基準の設定及び運用に参画し、種子の国際流通の円滑化を図ります。

<事業目標>

世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 背景/課題

農家が利用する飼料作物種子は、国内で育成された優良品種の原種子^{げんしゆし}（もと種子）を海外に輸出し、海外の採種地で増殖しています。

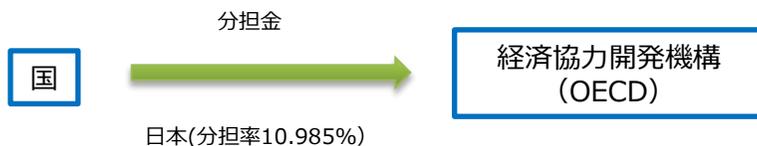
このため、国際的に統一された基準によって、種子の生産・検査・品質の証明を行い、種子の国際流通の円滑化を図ることが重要となっています。

2. 事業概要

種子スキーム事業は、国際的に流通する種子の品質（特に遺伝的特性）を確保するための種子の生産・検査・品質の証明に関する国際的基準の検討、運用を行っています。

このため、本事業に参加し、本制度により優良種子の円滑な国際流通を図るとともに、国際的に統一された基準で生産・管理された優良種子を国内農家へ安定的に供給します。

<事業の流れ>



※ 令和4年度の実績。分担率は各参加国のGNP比に応じ一定の範囲で負担額が決められています。

我が国から海外の採種地に輸出して増殖させる予定の種子の品種をOECD事務局が管理するリストに登録



本スキームで規定された基準に基づく厳密な管理、検査を経て生産した原種子（もと種子）に品種証明を付し、我が国から海外の採種地へ輸出



海外の採種地において、もと種子を用いて増殖栽培する際には、本スキームで規定された基準に基づく厳密な管理、検査を行い、流通用種子の品種特性等を担保



海外の採種地において増殖された流通用種子に対し、品種証明を付し、我が国に輸入し、国内流通

飼料作物の国内育成品種の種子増殖は、本来の品種特性の変化が起らないよう、種子スキームに基づく厳格な栽培管理・検査等を輸出入両国間で実施。

OECDラベル（左）と → ラベルを付した荷口（右）



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
(2) 畜産局飼料課 (03-3502-5993)